平成２４年（フ）第１０３８号
堺市堺区榎元町４丁２番13号
債務者　ＴＮＫ電気設備こと　田中　龍一
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
神奈川県小田原市中曽根13番地５、住民票上の住所沖縄県那覇市西３丁目８番30―901号エレガンテみよし
債務者　山口　伸弥
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　知成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４５７号
京都府八幡市男山竹園３番地―Ａ19―106
債務者　下村商店こと　下村　寿夫
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸富　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
愛知県岡崎市渡町字池田20番地１　レオパレス渡Ⅱ102
債務者　古町　泰介
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香川　広志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
愛知県豊田市明和町３丁目10番地６　αＮＥＸＴ明和104号、住民票上の住所愛知県半田市亀崎常盤町４丁目49番地の８
債務者　**瀬**井　大洋
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地73　フォレスト赤池Ａ―203
債務者　住田　保博
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　千絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２号
熊本県玉名郡南関町大字豊永5576番地
債務者　早野　啓司
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第９３号
岐阜市上川手271番地４
債務者　篠田　圭三
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３４号
埼玉県鴻巣市ひばり野２丁目１番10号
債務者　福田　千美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１２号
埼玉県久喜市鷲宮４丁目16番19号
債務者　樋渡　勝美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
静岡県熱海市水口町11番44号　山崎アパート101
債務者　橋本　直美
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
静岡県伊東市玖須美元和田716番地の890
債務者　和地　由美
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
静岡県三島市光ケ丘・２丁目・22番地　県営光ケ丘団地８―401
債務者　荒井　俊宏
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
山口県美祢市大嶺町東分3368番地３、従前の住所山口県美祢市秋芳町岩永下郷3523番地
債務者　杉山　保夫
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１２０号
沖縄県那覇市字銘苅288番地３　県営安岡市街地住宅909
債務者　大原　文人
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４１号
沖縄県浦添市伊祖１丁目16番８―202号　コーポゆたか
債務者　城間　　愛（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１３８号
静岡県伊豆の国市奈古谷2223番地の217
債務者　森　　孝史
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係